

平成25年8月12日

**橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書の公告について
(お知らせ)**

標記対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第8条の7第1項の規定に基づき環境配慮計画審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 環境配慮計画策定者
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 阿部 孝夫

- 2 対象事業の名称及び所在地
橋処理センター整備事業
川崎市高津区新作1丁目1787番3

- 3 環境配慮計画審査書公告年月日
平成25年8月12日(月)

- 4 問合せ先
名 称 : 川崎市環境局施設部施設建設課
住 所 : 川崎市川崎区宮本町1番地
電 話 : 044-200-2554

(川崎市環境局環境評価室担当)
電話 044-200-2156

橋処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書

平成25年8月

川崎市

橋処理センター整備事業（以下「対象事業」という。）は、川崎市（以下「環境配慮計画策定者」という。）が、高津区新作1丁目1787番3の橋処理センターの約2.3haの区域において、市の「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、現在の4処理センター体制から3処理センター体制への実現に向けて、老朽化した既存のごみ処理施設を解体し、新たにごみ処理施設（ごみ焼却処理施設及びミックスペーパー処理施設）を建設するものである。

環境配慮計画策定者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成25年4月1日に環境配慮計画書を提出した。

市は、この提出を受けて環境配慮計画書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、環境配慮計画策定者が作成した環境配慮計画見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成25年8月5日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 対象事業の概要

(1) 環境配慮計画策定者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 阿部孝夫

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称：橘処理センター整備事業

種 類：廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の7の項に該当）

(3) 対象事業を実施する区域

位 置：川崎市高津区新作1丁目1787番3

区域面積：約22,865㎡

用途地域：準工業地域

(4) 対象事業の内容

ア 目 的

ごみ処理施設の建設

イ ごみ処理施設計画

施設	項目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	600t/24 時間
	処理方式	焼却施設（ストーカ式）
	搬入・処理日	搬入：6日/週 処理日：通年
	余熱利用	高効率な発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。
ミックスペーパー 処理施設	施設規模	45t/5 時間
	処理方式	圧縮梱包方式
	搬入・処理日	搬入：6日/週 処理日：6日/週
	選別種類	古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等） 以外の紙ごみ
	選別方式	機械選別・手選別

2 審査結果及び内容

本対象事業は、ごみ処理施設の建設事業であり、環境配慮計画書では、建設位置、処理能力、処理方式等の検討経緯を示すとともに、ごみ処理施設の構造、配置に係る複数案を策定し、各案が環境に及ぼす影響について比較検討が行われているが、環境配慮計画書に示された調査、予測及び評価は、「川崎市環境影響評価等技術指針」に従って行われており、おおむね妥当である。

しかしながら、既存施設の解体に伴う新たなごみ処理施設の建設に当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、環境配慮計画策定者が複数案を踏まえて対象計画を策定する際には、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、環境配慮計画書に示されている複数案から対象計画を策定した経緯については、条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）で明らかにすること。

(1) 対象計画策定に関する事項

ア ごみ処理方式の選定に係る検討経緯については、環境影響の要因として重要な事項であるため、単一案に絞り込まれる過程を含めて条例方法書において明らかにすること。

イ 対象事業においては、法令に定められている排出ガスの排出基準より厳しい値の公害防止自主基準値を設定しているが、その設定した値について、「利用可能な最良の技術（BAT=Best Available Technology）」の観点から、その妥当性について条例方法書において明らかにすること。

ウ 排出ガス処理方式の選定に当たっては、水質、化学物質、エネルギー、資源・廃棄物等、排出ガスの処理に伴い関連する他の環境要素も考慮し、総体として環境への配慮がなされるよう検討すること。

エ ごみ処理施設の構造、配置の検討に当たっては、都市景観への十分な配慮が必要である。特に、子母口宿河原線に建物の長辺が出現する案については、圧迫感も含めて更なる配慮に努めること。

オ 施設関連車両から発生する温室効果ガスの排出量については、条例環境影響評価準備書において計算過程についても明らかにするとともに、その予測及び評価については、ごみの焼却処理に伴い行う発電により削減される温室効果ガスも踏まえること。

また、ごみの焼却処理に伴い行う発電については、温室効果ガスの排出量削減の観点からもより高い発電効率を実現できるよう努めること。

(2) 条例方法書手続における環境影響評価項目の選定並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法に関する事項

環境影響評価項目の選定並びに環境影響の調査、予測及び評価の手法については、環境配慮計画書に記載されているが、対象計画の内容、事業特性及び地域特性をより具体的に明らかにした上で、今後、作成する条例方法書において、これらの項目及び手法を選定した理由を明確にすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成25年4月	1日	環境配慮計画書の受理
	4月	8日 環境配慮計画書公告、縦覧開始
	5月	7日 環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 3名、3通
	5月30日	環境配慮計画見解書の受理
	6月	6日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
	6月18日	市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
	6月20日	環境配慮計画見解書縦覧終了
	8月	5日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申
	8月12日	環境配慮計画審査書公告 環境配慮計画策定者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成25年6月18日 審議会（現地視察）

6月24日 審議会（事業者説明及び審議）

8月 2日 審議会（答申案審議）